

各対象事業者 様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局

介護サービス指導室長

(公印省略)

介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業（社会保険労務士の派遣）のご案内

平素は、県福祉行政に格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では介護職員処遇改善加算の取得を促進するため、本県所管の介護職員処遇改善加算Ⅰ未算定施設・事業所を運営する事業者を対象に、社会保険労務士による無料巡回相談を下記のとおり行いますのでご案内します。

平成30年度の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算Ⅳ及びⅤにつきましては、一定の経過措置期間経過後、廃止することとされており、また、令和元年10月より新設される予定の介護職員等特定処遇改善加算においても、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）のいずれかを算定していることが要件となっていますので、現在当該加算を算定している事業者につきましては、本事業をご活用して頂くとともに、その他の事業者におかれましても、上位の加算区分又は新規に加算を算定することにより、貴施設・事業所で勤務する介護職員の賃金改善を図っていただきますようこの機会に本事業をご活用願います。

記

- 1 対象事業者 本県所管の介護職員処遇改善加算Ⅰ未算定施設・事業所を運営する事業者
- 2 申込方法 別添「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業（社会保険労務士派遣）申込書」に必要事項を記載し、和歌山県社会保険労務士会事務局へFAXにて送付して下さい。
和歌山県社会保険労務士会事務局 TEL:073-425-6584 FAX :073-431-3829
- 3 受付期間 令和元年6月17日（月）から令和2年1月31日（金）まで
※ただし、介護職員処遇改善加算未算定事業者及び介護職員処遇改善加算Ⅳ又はⅤ算定事業者に優先的に活用して頂くため、介護職員処遇改善加算Ⅱ又はⅢ算定事業者につきましては、受付開始日を令和元年8月1日（木）からとしますので御了承願います。
- 4 派遣期間 令和2年2月29日（土）まで
- 5 派遣先 和歌山県内に所在する事業者又は施設・事業所
- 6 相談時間 1事業者への巡回相談は、原則3回を限度とし、一度の巡回相談における時間は2時間までとします。
- 7 相談内容 別添「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業（社会保険労務士派遣）申込書」に記載している「相談を希望する内容」のとおり。

【裏面も御確認下さい。】

8 留意事項

- (1) 本事業の実施予定回数を超えた場合、申込みをして頂いても派遣できない場合があります。
- (2) 派遣先の決定にあたっては、介護職員処遇改善加算未算定事業者及び介護職員処遇改善加算Ⅳ又はⅤ算定事業者を優先します。
また、平成29年度及び平成30年度に実施した介護職員処遇改善加算の取得促進（特別）支援事業により、社会保険労務士の派遣を受けた事業者につきましては、他の事業者を優先しますので御了承下さい。
- (3) 本事業の申込書については、きのくに介護 de ネットに掲載しています。
<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>

事務担当
介護サービス指導室 上野
電 話：073-441-2527（直通）